

■ 今月のポイント

建設事業主に対する助成金 ⑪



建設業が様々な用途で活用できる「助成金」が政府（厚生労働省）より交付されています。
今月は「人材確保等支援助成金」についてです。

建設事業主に対する助成金



人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）



外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行などの知識の不足や、言語の違いなどから労働条件・解雇などに関するトラブルが生じやすい傾向にあります。
この助成金は、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して、その経費の一部を助成するものです。

1) 対象経費は？



支給対象経費内容

- ① 通訳費（外部機関等への委託）
- ② 翻訳機器導入費（上限10万円）
- ③ 翻訳料（外部機関等への委託）
- ④ 弁護士、社会保険労務士等への委託料
(外国人労働者の就労環境整備措置に要する委託料に限る)
- ⑤ 社内標識類の設置・改修費（多言語の標識類）



2) 対象取組は？

- ・雇用労務責任者の選任
- ・就業規則等の社内規程の多言語化



- ・苦情相談体制の整備
- または、・一時帰国のための休暇制度の整備
- または、・社内マニュアル・標識類等の多言語化

3) 助成額は？

賃金要件（※）を満たした場合

賃金要件を満たしていない場合

支給対象費用 × 2/3
(上限 72万円)

支給対象費用 × 1/2
(上限 57万円)

※ 対象労働者の賃金を5%以上引上げ

4) スケジュール

就労環境整備計画の作成・提出

計画期間
就労環境整備措置の導入・実施

支給申請



人材確保等支援助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

◆ 次回も、助成金を詳しく解説していきます！